

保健福祉部が所管する計画のうち令和7年度・8年度に策定予定計画に係るアンケート調査について

1 アンケート調査を予定している計画

計画名（現計画）	策定年度	〈前回計画の状況〉	
		〈対象者〉	〈調査の主な内容〉
(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度 3年間 障害者計画 令和6年度～令和11年度 6年間	令和7年度 8年度	① 身体障害者手帳保有者 900人 ② 精神保健手帳保有者 270人 ③ 養育手帳保有者 210人 ④ 指定難病患特定医療費受給者 証保有者 120人	①日常生活について ②社会参加について ③就労について ④障害のある方に対する理解について ⑤障害福祉サービスについて ⑥相談体制について ⑦情報収集について ⑧災害時の避難・対策について
(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度～令和8年度 3年間 ・委託事業者 (株)ぎょうせい 関東支社 東京都江東区新木場 1-18-1 (令和7年10月17日・プロポーザル 審査による随意契約) ・委託期間 令和7年11月1日～ 令和9年3月31日 ・委託料 9,240,000円(消費税含む)	令和7年度 8年度	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 介護認定を受けていない65歳以上 の高齢者 700人 ②在宅介護実態調査 在宅の要介護認定者 591人 ③施設入所者実態調査 入所者 147人 ④有料老人ホーム等実態調査 入所者 7人	①家族構成について・外出回数・地域での活 動・認知症・介護予防の取り組みについて ②主な介護者・介護サービス以外の支援サー ビスについて ③入所の理由・施設の選定・施設・今後の生 活について ④サービス提供等・入所者情報・利用料金等 について
(3) 健康かすみがうら21 (健康増進計画等) 平成29年度～令和8年度 10年間	令和7年度 8年度	①幼児 261人 ②小学校2年生 373人 小学校5年生 396人 ③中学2年生 400人 ④高校1～3年生 314人 ⑤一般(19歳以上) 1,856人	①健康について ②運動について ③かかりつけ医師について ④朝食・食育等について ⑤かかりつけ歯科医師・歯磨きについて ⑥相談相手について ⑦睡眠時間について

2 計画策定の予定

時期	内容等
令和7年11月～12月	健康増進計画等に係るアンケートの実施
令和8年1月～3月	高齢者福祉計画等・障害者計画等に係るアンケートの実施
令和8年4月～12月	計画策定委員会の開催 市議会文教厚生委員会及び全員協議会へ報告 意見公募（パブリックコメント）の実施
令和9年1月～3月	計画策定委員会の開催 市議会文教厚生委員会及び全員協議会へ報告
令和9年3月～5月	市民へ周知

3 その他保健福祉部で策定を予定している計画

計画名（現計画）	策定年度等
新型インフルエンザ等対策行動計画	令和7年度
国民健康保険保健事業総合計画（第3期） 令和6年度～令和11年度 6年間	令和8年度中間評価
地域福祉計画 令和5年度～令和9年度 5年間	令和8年度・9年度

#### 4 各計画の概要

##### (1) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（令和9年度～11年度）

障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障害のある人が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画です。

障害者福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害福祉サービス及び、障害児福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

##### (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項で、市町村に策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」であり、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関し、市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定める計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第107条第1項で、市町村に策定が義務付けられている「市町村介護保険事業計画」であり、厚生労働大臣定める基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、各年度における地域支援事業の量の見込み、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びこれらに掲げる事項の目標に関する事項などについて定める計画です。

##### (3) 健康かすみがうら21（令和9年度～18年度）

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針は、健康増進法第7条第1項で、厚生労働大臣が定めるものです。この方針は、全ての国民が穏やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））を推進するものです。健康かすみがうら21は、この理念を踏まえ、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔推進計画、睡眠推進計画、母子保健計画を一体的に策定する計画です。

##### ①健康増進計画

健康増進計画は、健康増進法第8条第2項で市町村に策定が努力義務とされている「市町村健康増進計画」で、市町村が住民の健康増進に関する施策について定める計画です。

## ②食育推進計画

食育推進計画は、食育基本法第18条で市町村に作成が努力義務とされている「市町村食育推進計画」で、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画です。

## ③歯科口腔推進計画

歯科口腔推進計画は、茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例第10条で市町村が策定することができる「歯科口腔推進計画」で、市町村の実情に応じた住民の歯と口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該市町村における歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画です。

## ④睡眠推進計画

睡眠推進計画は、「健康日本21（第三次）」で休養・睡眠分野に関連する目標値が定められ、厚生労働省・健康づくりのための睡眠ガイド2023では、国民の一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じて良質な睡眠の確保ができるよう市町村が策定する計画です。

## ⑤母子保健計画

前回の母子保健計画では、平成26年6月17日付け通知に基づき策定しました。

母子保健計画（成育医療等に関する計画）は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30号外法律第104号）に基づく「成育医療等基本指針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日付け・子発0331第18号・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する計画です。

⑥自殺予防計画は、令和6年3月にかすみがうら市自殺対策計画に移行しました。

## （4）新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項で、市町村に策定が義務付けられている「市町村行動計画」であり、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供などの措置に関する事項について定める計画です。

(5) 国民健康保険保健事業総合計画（第3期）

かすみがうら市国民健康保険保健事業総合計画（第3期）は、第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査等実施計画を一体的に策定した計画です。

データヘルス計画は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第4項の規定に基づき、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針で、市町村に策定が義務付けられている「保健事業の実施計画」であり、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項で、市町村に策定が義務付けられている「特定健康診査等実施計画」であり、特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項などを定める計画です。

(6) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項で、市町村に作成が努力義務とされている「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の向上と市民参加の促進のために、本市の推進すべき施策の方向を明らかにする計画です。また、本計画は、高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進するものです。